

長崎港元船地区整備構想検討会議 設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、長崎港元船地区周辺の整備構想検討を行うため、「長崎港元船地区整備構想検討会議」（以下、「会議」という。）を設置し、その組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 会議は、港湾機能および観光・交流機能を含めた「長崎の海の玄関口」としてのあり方となる、「長崎港元船地区整備構想」（以下、「整備構想」という。）を策定することを目的に、次に挙げる事項について実施することとする。

- (1) 港湾機能の検討
- (2) 観光・交流機能の検討
- (3) 交通計画の検討
- (4) 想定事業手法の検討
- (5) 上記(1)から(4)を踏まえた整備構想の策定
- (6) その他、会議により検討が必要と判断された事項

(組織)

第3条 会議は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、制定日から最終の会議までとする。
- 3 委員の変更や追加は、会議により決定するものとする。
- 4 委員はやむを得ない理由がある場合は、代理の者を出席させることができる。

(会議の運営)

第4条 会議には議長を置き、長崎県副知事の職にある者をもって充て、会務を総理する。

- 2 議長が自ら会議に出席できない場合は、長崎県土木部部長の職にある者を副議長として、その職務を代理する。
- 3 議長は、必要であると認められるときは、委員以外の関係者やオブザーバーを会議に出席させることができる。
- 4 会議は、必要に応じ議長が召集する。
- 5 会議は委員の過半数以上の出席をもって成立する。

(幹事会)

第5条 会議に、幹事会を置き、別表2に掲げる幹事をもって組織する。

- 2 幹事会は、会議に付議するものに関する協議及び調整を行う。

- 3 幹事会には幹事長を置き、長崎県土木部港湾課課長の職にある者をもって充て、会務を総理する。
- 4 幹事長が自ら出席できない場合は、長崎振興局長崎港湾漁港事務所所長の職にある者を副幹事長として、その職務を代理する。
- 5 会議は、必要に応じ幹事長が召集する。
- 6 会議は委員の過半数以上の出席をもって成立する。

(情報公開)

第6条 会議は、原則公開とするが、特段の理由がある場合は、会議での協議により非公開とすることができる。

(事務局)

第7条 会議の召集及び庶務を行わせるため、事務局を置くものとする。

- 2 事務局は、長崎県土木部港湾課、長崎振興局長崎港湾漁港事務所港湾課に置くものとする。

(要綱の改正)

第8条 本要綱の変更の必要が生じたときには、会議において検討の上、変更するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会議が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年5月15日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年9月6日から施行する。(別表1の変更)

別表1

長崎港元船地区整備構想検討会議 委員名簿

所 属	役職
国土交通省 九州地方整備局 長崎港湾・空港整備事務所	所長
長崎県 文化観光国際部 土木部	副知事（議長） 部長 部長（副議長） 参事監
長崎市 文化観光部 土木部 まちづくり部	部長 部長 部長
港湾関係団体 長崎旅客船協会 長崎地区海運組合 みなとオアシス NAGASAKI 運営協議会	会長 理事長 会長
経済界 長崎商工会議所 長崎県観光連盟 長崎国際観光コンベンション協会	会頭 会長 理事長
地元自治会 元船町自治会	会長
【事務局】	
長崎県 土木部 港湾課	

別表 2

長崎港元船地区整備構想検討会議 幹事会 幹事名簿

所 属		役職	
国土交通省			
九州地方整備局	長崎港湾・空港整備事務所 企画調整課	課長	
長崎県	文化観光国際部	観光振興課	
	土木部	都市政策課	
		道路維持課	
		港湾課	
長崎振興局	長崎港湾漁港事務所	課長 (幹事長) 所長 (副幹事長)	
長崎市	文化観光部	観光政策課	
		観光交流推進室	
	土木部	土木企画課	
		まちづくり部	都市計画課
		まちなか事業推進室	
		景観推進室	
港湾関係団体	長崎旅客船協会	会長	
	長崎地区海運組合	理事長	
	みなとオアシス NAGASAKI 運営協議会	会長	
経済界	長崎商工会議所 都市整備委員会	委員長	
	長崎県観光連盟	専務理事	
	長崎国際観光コンベンション協会	事業部長	
地元自治会	元船町自治会	会長	
【オブザーバー】			
長崎県	水産部	漁港漁場課	課長
五島市	地域振興部	文化観光課	課長
新上五島町	地域づくり課		課長
【事務局】			
長崎県 土木部 港湾課			
長崎振興局 長崎港湾漁港事務所 港湾課			